

第三者組織の検討に係る留意点について

厚生労働省医薬品食品局

1 組織創設関係

○ 審議会等の整理合理化計画に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）（抄）

別紙1 審議会等の設置に関する指針

審議会等の設置については、次の指針によるものとする。

1. 国民や有識者の意見を聴くに当たっては、可能な限り、意見提出手続の活用、公聴会や聴聞の活用、関係団体の意見の聴取等によることとし、いたずらに審議会等を設置することを避けることとする。
2. 基本的な政策の審議を行う審議会等は、原則として新設しないこととする。
特段の必要性がある場合についても、設置に当たっては審議事項を限定し、可能な限り時限を付すこととする。
また、審議会等において、基本的な政策に係る必要的付議の規定は、原則として置かないものとする。
3. 不服審査、行政処分への関与、法令に基づく計画・基準の作成等については、法令の改正等により新たに審議会等の審議事項とすべきものが発生した場合も、審議分野の共通性等に着目して、可能な限り既存の審議会等において審議することとする。
また、審議事項は、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされるもの又は審議会等への必要的付議が定められているものに限ることとする。
4. 社会情勢の変化により設置の必要性が低下した審議会等は、廃止することとする。

- 通例、新審議会等を創設すると、既存審議会等を廃止することとなる。例えば、消費者委員会の創設に伴い、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会、新開発食品評価第一調査会及び第二調査会が廃止された。

2 予算及び人員関係

○ 国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定） （抄）

1 国の行政機関の定員の5年5%以上の純減

国の行政機関の定員（平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。）332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で5%以上の純減を行う。具体的には（1）及び（2）により18,936人（5.7%）以上の純減を確保する。

これを達成するため必要となる職員の配置転換、採用抑制等については、別途定めるところにより、政府全体として取り組む。

○ 平成22年度以降の定員管理について（平成21年7月1日閣議決定） （抄）

1 内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務員（自衛官を除く。以下同じ。）については、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現する観点から、府省内はもとより府省の枠を越えた大胆な定員の再配置を行うとともに、行政のスリム化を推進するため、平成22年度から平成26年度までの5年間（以下「計画期間」という。）に平成21年度末定員の10%以上を合理化することとし、以下により、定員合理化を実施するものとする。

○ 民主党マニフェスト2009（抄）

1 ムダづかい

4. 公務員制度の抜本改革の実施

【政策目的】

（略）

【具体策】

（前略）

○地方分権推進に伴う地方移管、国家公務員の手当・退職金などの水準、定員の見直しなどにより、国家公務員の総人件費を2割削減する。

（後略）